

支部
印

交付 令和 年 月 日

(注) 1 本票は、2果以上の狩猟者登録証所持者であっても、1枚だけ交付する。

2 本票は、交付を受けた者が常に自ら保管しなければならない。

3 狩猟用火薬類を購入する場合は、本票と狩猟者登録証または鳥獣捕獲許可証(従事者証)および銃砲所持許可証を呈示しなければならない。

4 本証の再交付は、行なわない。

5 無許可譲受数量以上に火薬類を必要とする場合は、火薬類の譲受許可の申請を都道府県公安委員会に行なうこと。

6 本票の有効期間は、本証交付の日から、狩猟にあつては、狩猟期間の末日まで、鳥獣捕獲許可証にあつては、その許可期間の末日までである。

7 本証は、狩猟期間または鳥獣捕獲許可の期間満了の日から30日以内に交付を受けた都道府県猟友会の支部長に返納しなければならない。

8 譲受火薬類の種類の記事欄は、次の記号で記入してよいことになっている。
ライフル銃用実包……A、散弾銃用実包……B、ライフル銃用雷管……C、
散弾銃用雷管……D、無煙火薬……E、黒色猟用火薬……F

9 本票で譲受けることのできる火薬類は、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計600g以下、銃用雷管300個(このうちライフル銃用雷管については50個)以下又は実包300個(このうちライフル銃用実包については50個)以下である。

10 猟銃用の実包、火薬及び雷管の購入、消費は、計画的に行い、狩猟期間が終わった後まで残さないように配慮すること。もし、止むを得ない事情により残火薬類が出たときは、返納の際に希望する措置を残火薬類の措置欄に記入すること。

残火薬類の措置欄

残 火 薬 類		希 望 す る 措 置				
		保 管 等		消 費 等 計 画		
種 類	数 量	保管の委託	自宅保管	標的撃射	廃棄	譲渡
ライフル実包	個					
散弾実包	個					
火 薬	g					
銃用雷管	個					

(注) 該当の欄に○印を付けて下さい。

1. 各支部員個人の直筆で住所・氏名と記入 (赤字)

2. 記入後の無許可譲受票を支部長が回収し、台帳と照らし合わせて、支部名・取扱番号を記入・割印（青字）

3. 記入済の無許可譲受票と台帳を合わせて本部へ郵送

4. 県猟の角印が押された無許可譲受票が支部長に戻ってきたら狩猟者登録番号を記入して支部構成員に配布

注意事項

無許可譲受票で狩猟用の弾薬が購入できますが、11月15日までこの譲受票で購入した弾薬は使用不可です。

11月15日以降に初めて猟期前射撃練習をする場合は使用可